

○**内谷重治市長** ただいま健康課長が申し上げましたように、混合診療というのは先進医療ではそうなってるわけですが、これがふえていけば保険自体が崩壊する可能性が高いというふうに思います。T P Pの参加によって医療分野について全面的な解禁は、日本の医療に市場原理主義が持ち込まれるということですから、自由で高価な医療はいわゆる富裕層が受ける保険給付の範囲も狭まると。最終的には国民皆保険の崩壊につながりかねないというのが医師会の国民医療推進協議会の主張ですけれども、私も同感でして、これによってすぐれた日本の皆保険制度が崩壊しかねない、そういったところも気をつけて私ども見ていかなきゃいけない、そのように思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 大変ありがとうございました。

きょうの私の総括質疑は、一般質問、総括質疑含めて24年間で139回目です。あとすることがないと思いますが、これからまた当局の方も議会と十分な議論しながら進めていただきたいというふうをお願いいたしまして終わりたいと思います。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**渋谷佐輔委員長** 次に、順位2番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私は、市民生活の向上願いながら総括質疑をさせていただきます。4点について質問させていただきますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。

今月というか、最近、先週ですが、生涯忘れないであろうという数値があります。一つは、

3・11、もう一つはマグニチュード9.0だと思います。60年間生きてきて、昭和42年の羽越水害のとき私のうちは床上浸水だったもんですから、もちろん寝ることもできませんでしたし、電気も来ませんでした。そういう思い以来なかったんですが、まず一昼夜以上停電をしたというのが本当に久々の体験でした。地震があつてすぐマツヤデンキに行きました。そしたら乾電池持ってってくれ、もう全部放出してるんです。多分電気が停電なるから乾電池もういいです、持ってってくださいと言うわけです。いただいてきました。助かりました。うちにある懐中電灯ほとんど、全部で5基しかなかったんですけども、それで入れかえてすること本当に助かったんです。そういうことって本当に大事なんだなとつくづく感じました。親たちは深刻なんですけど、2人の孫はろうそくの明かりで暮らすというのは何か浮き浮きするんですね。こんなこともあるのかなというふうに感じたところです。

もう一つ私感じたのは、娘が福島、郡山におりまして、うちに入れれないというわけですね。もうめっちゃめっちゃ。車で生活してると聞いて、次に日行きました。栗子をおいたら全く電気がない世界と水のない世界です。いろんなところにポリタンクを持った住民が並んでます。あつと思いました。家内と2人行ったんですが、トイレに行きたいとなったんです。高速使えませんが4号線で行ったんですけども、道の駅行ってトイレ入ったら使えないんですよ。これももうコンビニもだめ。これは大変なことなんだなとつくづく感じました。行って後片づけをして食糧調達に行こうといういろんなところ回りましたが、これも悲惨。ないんです。コンビニに至ってはあるのはたばことアルコール類だけ。ほかの食いは一切なしという状態。一昼夜行ってきたわけですけども、帰り山形、栗子を通ってきて帰ってきて、米沢に着いた途端ほつとしました。何と県をまたぐことでこれだけ違

うのか。つくづく天災異変に強い山形であってよかったというふうに感じましたし、それやっぱりこれからはいろんな意味で生かしていかなきゃならないなとつくづく感じてまいったところでは。

前置きは以上にして、質問させていただきたいと思います。

質問の第1は、放課後児童健全育成事業費補助金、補助制度の考え方について伺います。

施政方針では、学童クラブのサービスの維持・向上を図り、地域住民と協働して子供たちを見守り、はぐくむ環境づくりを推進するため放課後児童健全育成事業費補助制度を創設し、地域の子育て支援団体や子育て支援の担い手の活動を支援し、子育てを社会全体で支える地域づくりを目指すというふうにしています。23年度予算では、放課後健全育成補助事業、民間学童クラブ分として248万円が計上をされているようです。

そこで福祉事務所長にお伺いをしますが、この事業費補助金、放課後健全育成事業費補助金の考え方と具体的にはどこに補助をすることになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** 高橋委員のご質問にお答えをしたいと思います。

考え方でございますが、22年度から市内の事業所で学童保育を運営してきたところがございしますが、このたび「非営利活動法人を設立をして、23年度4月から夕刻、夕方7時まで開設をする学童保育を実施したい」との要望がございました。そして「地域の皆さんに見守られながら伸び伸びと成長できる学童を地域の皆さんと運営したい」と、こういうようなことございまして、市の支援はいただきたいというふうなことでございました。

市としては、市の直営で長時間開設が難しいことから、長井市の放課後児童健全育成事業補

助金の交付要綱定めまして、補助金を交付することとしたいというふうにご検討いただいております。

この事業は、山形県放課後子どもプラン推進事業の補助対象ということでございまして、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担というふうなことでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** これ厚生委員会に協議会に示された資料で確かに県の補助が出ているというふうに見たんです。これはいいんですけども、その受けるところというのは、事業者というのは具体的にどういう体制でやっているのかということと、実際どれくらいここを利用してるんですか。これは平成22年度はどうで、23年度の申し込み状態はどうなのかなどについてもお聞かせをいただきたいと。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** 具体には舟場にございましてキッズという学童クラブを実施しているところございまして、ウェルランドという介護事業所、介護施設を貸し出しなどをして事業所が行っているところございまして、22年度から始めまして、通常の基本体系としては朝の7時半から夕刻の7時まででございますけれども、最長としては夕刻8時までの運営でございまして、学校からキッズまで車で運んでくる、そしておうちに車で届けると、こういうようなことが売りになっております。

22年度は5人の学童がおられまして、指導員さんもお一人は常勤で、お一人がパートという形で2人で運営をしてございました。そういうような形でやったきたわけでございますが、なかなか5人からふえないんでございます。それで市の支援ということになってきたわけでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** その際の負担があるわ

+

けですけれども、それはどれくらいなっていたんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** 1万5,000円が基本料金でございまして、そして長期間の保育のところでお値段がそれぞれ決まっています。そして土曜日についてもお値段が決まって、最大でございまして2万3,000円くらいに1カ月の金額がなっていくというふうなことでございました。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 今回248万円の補助が行くわけですけれども、そうなるこの負担金というのはどうなるんですか。利用料金というか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えをいたします。

うるキッズから23年度に向けたパンフレットがございまして、これでお答えをしたいと思いますが、基本料金で月1万円でございます。これは7時30分から19時30分までのことでございます。そして延長料金というふうなことで、延長が19時から20時まで延長するわけですが、それが月3,000円でございます。プラスになるわけでございます。土曜日を見ますと、土曜日保育ということではプラス5,000円ということに月当たりなります。そして長期利用料金というふうな設定もございまして、春休みは3,500円でお受けする、夏休みは7,500円でお受けする、冬休みは3,500円でお受けする、こういうようなことの料金設定でございまして、ここ例えば1万5,000円が補助をもらう前でございましたが、補助をもらって月1万円になるというふうなことが変わるところかなと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** わかりました。

それで23年度の市の学童保育の募集の状態についてお聞かせいただきたいと思います。22年

は198人でしたでしょうか。23年度はどうなってるのか、お聞かせをいただきたいと。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えいたします。

22年度の学童クラブ利用人数でトータルでございまして201名ございました。そのところが23年度で今回募集をかけたところ全体で229名ということで、28名が増加をしております。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** ふえてるわけですけれども、このふえてる要因というのはどういうことですかね。3年生までを6年生までにしましたね。それはふえる要因だと思いますけれど、そういう範囲を拡大したりということではなくてふえてるわけですけれども、その要因はどのあたりにあるとお考えでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えいたします。

学童クラブの利用人数のところで1年から6年まであるわけでございますが、最近4年生というのが多くなってきておまして、例えば21年で4年生が10人だったところが22年で22人となって、23年度は25人というふうなことになりました。5年、6年という、またそんなに多くはない。お一人、2人というふうな感じでございます。それから違いとしては、22年度の1年生が60人のところが23年度になりますと78人ということで、1年生が多くなってきてる。

こんなことを考えますと、やはり最近なってきた両親の共働きとか、あるいは祖父母の就業などによっておうちにいても保護者がいないというふうな状態のお子さんが多くなっているというふうに思いますし、子育ての環境が変化をしてきている。地域にお子さんがいなくなって学童に集まってきてるのかなと、そんなことも思うところでございます。あるいは第三者にお子さんを預けるというふうな風潮なんですか、

そんなような子育ての環境ということも考えているところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** お聞きするところによると今周辺の児童センターに入る子供さんが、まず申し込む子供さんが減って、保育園に入りたいとする子供さんがふえていて、長井の場合は待機児童も発生をするという、こういう事態になっているわけですね。そういうこととこの部分、学童保育と申しますか、学童クラブに申し込む人がふえるというのは私は底辺でつながっているのではないかと。いわば先ほどあった働かなきゃいけないというそういう状態が生まれて、しかし子供もいる。それはじいちゃん、ばあちゃんというふうになってる。そこも大変になってきてというところでこういう傾向にあるのではないかと私は感じますが、そこはどうお考えですか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えいたします。

周辺部、例えば豊田、致芳、平野あたりを見ますと昨年と比べて10名台だったのが20名台に多くなって、周辺部でも学童のお子さんはふえておりますし、それにも増して中央の方が伸び率が多いわけでごさいますして、123名おられたのが23年度になりますと140名のお子さんが希望されてると、こんなことでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** わかりました。

それでもう一つお伺いをしますが、平成23年度は229名申し込みがあったということになるわけですが、そういうふうになるわけですが、それで市が展開をしている学童クラブのいわゆる事業費総額というのは幾らになるんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** 23年度の学童クラブの歳出予算についてお答えをさせていただきます。

2,425万1,067円ということでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** ありがとうございます。

私このことを比較してどうのこうのと言うつもりはないんですけども、ちょっと気になることがあるんです。今回はこれ施政方針でここに書いてますけれども、私そうではないのでないかというふうに感じたもんだから、ここ市長にお伺いしますが、この学童クラブの事業展開の考え方ですけども、今回国、県からそれぞれ補助金として来て、それを市の部分も含めて民間に補助金を交付するということになるわけですけど、そういうことを通してこれからは民間の事業者、そういったところを中心にこの学童保育というものを展開をしていこうというふうに考えておられるのかどうなのか、そのところだけやっぱり整理をしたいというふうに考えましたので、この部分の考え方について市長にお伺いをしたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 長井市の場合は、長井小学校を除いてほかは基本的には児童センターで学童行っていると。伊佐沢の場合は、特にお願ひして地区公民館の場所をお借りしてるという形でございます。余りいい形態ではないなと実は思っております。2通り考えられるんですが、やはり文部科学省の方で言ってるように学校でこれを行うと。学校の施設を借りるということですね。それともう一つは、山形とか米沢、天童で行っているような地域の保護者とか、あるいは地域の人たちの連携のもとに地域で受けてくださるという形があるようです。

私は、民間にすべてお任せするというのではなかなか全地区は長井市の場合、難しいだろうと。一方で、保護者の方のニーズと申しますか、要望がかなりいろんな考え方になってまして、昨年受けた内容ですと朝の7時から夜の8時ま

+

で預かってほしいとか、あるいは夏休みも土日も全部預かってほしいという考え方でございます。これは必ずしも間違った考え方とも言えないだろうと。

ある程度行政としてはそれにこたえるような努力もしたいということで、今の長井市の児童センターで学童保育をする場合ですと、どうしても夜の7時とかというのは不可能に近いと。ですからその部分を補完するような形で、ここは非営利活動法人ひびきというNPO法人をつくっていただいて、そこで学童保育うえるキッズという団体をつくっていただいて、やはりあくまでも営利目的じゃなくてやりたいという考え方でございましたので、あとやはり長井市の場合は、一つのこれは売りなんでしょうけども、3,000円で受けてるわけですね、1カ月。それにおやつ代が2,000円で5,000円なんですが、これは山形県内では一番低い金額でして、これはいいことなんでしょうけども、逆言えば民間の方では成り立たないと。今回うえるキッズのいいところは、夜の遅くまで預かってくれるというのと、市全体で募って、そして送迎もしてあげるということでありますので、それでは市でこたえられない部分の保護者の要望に対してそこで担っていただくということで今回支援するというような考え方で申し上げたところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** それはそれでいいんです。

今、市長言われましたけれど、いわゆる児童センターでやっている部分についてと、それから学校を会場としてやる部分ということをやっぱり少し整理していく必要があるんじゃないかと、私はこう思ってるんです。こういうふうに言われたんです、私はある市民から。「児童センターで何で小学生を見るのよ」と。「施設自体が違うじゃないか」と。「要するに園児という幼

児を預かる施設なんでしょう」と。「それは小学生、しかも6年生まですごく体も大きい子供たちがいるところではないはずだ」と。そこで無理していわゆる学童クラブと称してやることよりもやっぱり学校でその部分は見てもらう方がいいのではないかと。そして児童センターでは要望されてる、これ一概にいきませんよ。

「長時間の保育というところもできるような整理をしなきゃいけないのではないかと」というふうに指摘を実はされました。考えてみりゃそのとおりで、そういうふうに私どもも言ってきたわけですが、その整理をやっぱり図る意味で私はぜひ期限を切って検討されてはどうかというふうに思います。

12月定例会で実はこの学童保育の考え方お伺いをしました。教育長は、こういうふうに答弁をされたんです。子供を育てるという意味では学校も学童も同じだと。長井市としても教育委員会として何ができるのか、子育て支援室とも話し合っていきたいということだったんです。私は、いい方向に向かっているなど、こう思っているわけですが、このことも含めて以降どう方向性を、私は示していただきたいというふうに思いますが、どうお考えなのかお聞かせいただきたいと。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 実態としてはなかなかすぐに小学校を、空き教室あるわけですけど、そこをお借りして学童クラブを行う、実施するというのは難しいというふうに思っております。今の学童クラブについては、福祉事務所の子育て推進室で担ってるわけなんですけども、どうしても教育委員会とのやはりなかなかうまく意思疎通が図れないというちょっと課題もあるんですけども、もう一つの大きな理由は、学校で行う場合ですと今学童クラブが社会福祉協議会にお願いしてる部分と、あとは児童センターで直営でしてる場合とあるんですね。その場合ですと

保育士さんが児童センターにおられますので、そうすると1人ないしは2人のいわゆる保育士で見てる形なんですね。それが学校で場所をお借りしてするとともに人数をふやさなきゃいけないと。そうしますと残念ながら人件費の部分が相当膨らんできてしまう。

一方で、安い利用料というのは、これは一つの子育て支援の考え方ですけども、それだけじゃなくてももう少し学童クラブをより充実させるにはある程度、少し利用の内容が変わるような、もう少し充実したあり方の中で料金体系も含めてトータルで考えていかなきゃいけないんじゃないかと、そのように思っております。したがって、これから教育委員会とも、もし今回ご提案させていただいてる子育て支援課となった場合にもっと主体的に学童クラブについても考えていきたいと、そのように思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 今、市長が答弁されましたように、私はやっぱりぜひ教育委員会もかんでよりよいものをつくってもらいたいなと思ってます。それを進めることが、さっきちょっと言いましたけれども、結局児童センターで要望があるいろんな課題、長時間保育であるとかというところにも少し道が開けるのではないかと感じますので、ぜひ整理をしてお願いをしたいなというふうに思います。

次に、質問の第2の敬老祝賀事業についてお伺いをいたします。

先日の一般質問で補助要綱などを示して説明をしてほしいというふうに申し上げましたけれども、要綱などは残念ながら示されませんでした。きょういただきましたから、これについて福祉事務所長、ちょっと説明をいただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えをいたします。

お手元にある長井市敬老祝事業補助金交付規

程でご説明をさせていただきます。

目的及び交付でございますが、市長は、長年にわたり地域社会に貢献してこられた高齢者の方々への敬老事業として地域が主体となって行う敬老祝い事業に対し長井市補助金交付規程及びこの規程に定めるところに補助金を交付するとしております。

第2条で補助対象事業でございますが、交付の対象となる事業は、地区または区など、以下地区などと言いますが、が実施する敬老祝い事業とする。2項として、敬老祝い事業は、公民館等に高齢者を招待して芸能や飲食等の接待、高齢者へ敬老祝い品を配付する事業とする。

補助金の額でございます。第3条ですが、補助金の額は、地区などで実施する補助対象事業に要する額とする。ただし、敬老祝い事業対象者のうち数え76歳以上の者の数に1,000円を乗じて得た額を上限とするということで考え方を整理したところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そして申請をして補助金の交付を受けて、実績報告をするということになるわけです。

これもさきの一般質問でちょっとお伺いをしましたけれども、実際これを祝賀事業をやるところとそうでないところというのは、このもう一人頭1,000円の、いわゆるこれ補助ですから、これを受けることができないというふうになるわけですが、ちょっと私この前聞き逃したのですが、これ補助事業になりましたね。その前まで違ってましたよね。そこの兼ね合いはどうなのですか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一福祉事務所長。

○**小泉良一福祉事務所長** お答えいたします。

20年度までですか、以前に行われてた敬老会委託事業については、あくまで委託でございまして、お値段を定めまして地区の方に敬老会事業を委託するわけでございまして、いろいろと

+

金額によってこういう金額ではオーケーをできないというふうなことを言われたり、あるいは押しつけというふうな感じが否めなかったというふうには私としては認識をしております。

しかし、敬老祝い事業としての補助金、補助事業として実際実施しているところの方々に補助をするわけでございまして、それにつきましても敬老会だけでなく敬老祝い品の配付、贈呈というところを含んでおりまして、地区の方々に地区で地区の高齢者の方々に実施をしていただくというところに意義があるものではないかなというふうに感じを持ってるところでございまして。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** そういうことでなくて、結局この補助を受けるというのは地区次第になるわけですよ。地区がするかしないか、それでこういう事業をやるといふふうになると、この前申し上げましたけれども、地区は悩むわけです。市長は、その前の答弁で委託事業はもう嫌だと、それから実際やってるところさ補助してもらいたいという連合会からの要望があつてこれにしたんだというふうにおっしゃった。それもわかりますけども、しかし地区としては、こういうふうには私も相談されてるんですが、「復活すると言ったでないか」と。復活をするというのは1,000円分を補助事業で、前と違うのだという説明しましたけれども、そうなるのと今まではしてなかったと。今度しんなねくなるというふうに感じてるわけです。するには1,000円だけでさんにえから地区からもお金を出さんね。地区にはそういう余裕はない。やるとすれば新たな負担をお願いをせざるを得ないというところで悩んでいるわけです。

もう一つは、これ向こうした、うちはしね、そういうふうになるととつてもいたたまれないというふうには悩んでるわけです。これらは今回委託事業からこの補助事業にする際にどうい

ふうにして整理をされてきたのかどうか。これはどっちでもいいです。市長でもいいですからお願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

一般質問でもお答えしたんですが、20年、21年、2年間敬老会委託事業についてはしなかったと、中止したということでございまして、22年度の予算の際に相談したんですね。去年の12月ごろでございましたけども。ごめんなさい、おとしです。22年度予算について地区長手当も戻させていただく、あるいは隣組長手当も戻させていただく中で敬老会の委託事業も戻させていただけるような条件何とか整ったからどうでしょうかというふうにご相談申し上げたところ、地区長連合会の各地区の会長さん方の中で大部分の方がそれはもう地区としては受けたくない、委託事業はなかなか厳しいと。それは今、高橋委員がおっしゃったような地域の、地区の負担が出てくると、これは大変だということだったもんですから、22年度はしなかったと。

23年度の予算に向けて地区長連合会とご相談させていただいた中で、今度はしてる地域があるんだと、20、21、22と独自でやってる地域あるんだと。しかも参加者から負担もいただいているところがほとんどなんですけども、そういうふうにはやってるところには支援をぜひしてほしいというのが、これはもう満場一致でした。そんなことからじゃあ、それについて検討しますということで今回こういった予算案と規程もつくらせていただいたんですけれども、その中で私が地区長会の皆さんと話していろいろ意見交換して思ったのは、必ずしも1カ所に公民館に集まったりとか、あるいは例えばはぎ苑さんをお借りしてそこで集まってみんなで祝う会をするというのばかりではないんだと。むしろそ

ういうのは例えば中央地区はほとんどできないと。だからそうじゃなくて、「何か物、品物とかお赤飯一つでいいからそれを地区で配ったもの、それについて支援してほしい」というようなお話でした。そうしますと市の方で500円相当のお菓子と、それからやはり地区長会からの要望で名簿を配ってるんですね。それは地区長さんをお願いしてるものですから、そうしましたら地区によってはじゃあ地区としても何か敬老ということでお赤飯でも配ろうかと。それ例えば1,000円だったら1,000円以内でそれを手配して一緒に配るだけですから、それぐらいは地区の判断でご決定いただけるんじゃないかと。いや、敬老そのものが必要ないというんだったら別ですけども、地区では必要だとおっしゃってるわけですから、それでただ会を催すにはお金もかかるし、それから来られる方と来れない方といらっしゃるから不平等だということではいろんなもの配る、地域の考え方違うわけですけど、そういった形で地域で考えていただくことがむしろお年寄りを敬うということの本来の意味じゃないかということから今回こういった事業にして、ただ予算が足りないというわけにはいかないだろうから、結果としては高橋委員おっしゃるように全地区するのかもしれませんが、やはりそのときに足りないと、もうお金がありませんので交付できませんと言われないうように人数分を予算化したということでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** わかりました。

それで私、今回のこの目的のところにも返るんでしょうけれども、この補助交付規程の考え方は、これいわゆる4,000何人いるわけですが、その人たちが大体受けられるようにしてほしいというふうに考えてつくったんだと思うんです。そういうことでもいいんですよね。市長、どうですか、ここ。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 高橋委員がご指摘のとおり、例えば補助対象の第2条の部分とか、あるいは第3条の部分とか、そういったところを配慮して、なされる地区についてはしっかりと1,000円分について配付できるように配慮したつもりでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 実はこれこの課でとても悩ましくしているんですけども、私は、要するに補助事業の対象を広げて大部分、ほとんどのところが該当できるようにする。もう一つは、申請の仕方も報告の仕方もできるだけ簡易なものにするということによってこれをできるだけ多くの地区にやってもらおうというふうに言おうかなという思いが半分あって、実はもう半分はこれこんなに例えば何人かの地区長さんが悩まんなようなことであれば一たん凍結して、一般質問の最後にも申し上げましたけれども、500円分ありますよね、そのこととそいつとこの1,000円のところをどうやってうまくやるかというところをもう少し詰めてもらって、平成24年度からスタートできるように、ことしの12月あたりに提案をしてもらえば一番いいのかなというふうに思ったり、あるいはこれはもう全く置いて、この間の大震災でこれから出るであろう出費、それに備えるということだって一つの選択肢かなというふうに実はずっと悩んでいるんです。ただ、いつまでも悩んでいられないので、一番最初のところに戻りますけれど、こういういわゆる地区で申請をする際に、ああ、こういう企画だめなんて言わねえで、窓口とか対象事業、それをとにかく広げてできるだけ多く該当するようにすると。申請も報告も簡易なものにするという考え方があるのかなのか、そこをまずお聞かせをいただくことにします。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 地区でお年寄りを敬うという趣

+

旨の事業でしたらどういう形でもよろしいんじゃないかなと私は思っておりますし、現にこの交付規程もかなり幅の広い考え方で、ここに触れられてない部分についてはまた要領みたいなものを準備しとく必要があるのかなと、そういう形でできるだけ幅広く受けられるように考えていきたいなと思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私、今回は悩みながら質問してますから、こういう何やちょっとちゃんと言えなくて申しわけないんですけども、ここまではということであればやっぱりできるだけ多くのところが該当するように、これはぜひお願いをするしかないなというふうに感じます。そういうことでぜひこれから具体的に相談多分あると思うんですが、そういう際には柔軟にぜひ対応していただきたいというふうに申し上げたいと思います。

ちょっと時間の関係で3点目を省いて、4点目の定員適正化のところについてお伺いをしたいと思っております。

定員適正化計画いただきました。この計画では適正化の具体的方策ということで3点上げているわけですよ。1つは、派遣職員のこれを減らすということ。それから2つは、業務委託などの推進をするのだと。3つは、退職者の不補充というふうにしているわけです。

まず総務課長にお伺いをしますが、1の派遣職員の関係で計画では「置賜広域病院組合職員の採用に伴う減少」、それから「西置賜行政組合の組織変更に伴う減少」などという記載があるわけです。そこでお伺いをしたいと思いますが、実際の現状の派遣職員の数、現状どういふふうになっているのかということと、現時点で考えられる派遣職員を減少していく方向性などについてわかる範囲でまずお聞かせをいただきたいと。

○**渋谷佐輔委員長** 飯澤常雄総務課長。

○**飯澤常雄総務課長** 高橋委員の質問にお答えします。

現在の派遣職員、一部事務組合の方につきましては、病院組合、それから西置賜行政組合等で31名、病院組合が27名、それから今年度でございますが、行政組合の方が4名と、30名前後の人数になっております。

今後について一番懸念されますのは、やはり置賜病院組合、こちらの方の派遣の状況であろうと思います。

まず一つは、事務職において置賜病院組合でもプロパーの採用という動きが出ております。かつてこれまで5名のプロパー既に採用なされているわけですけども、その後、単年度で終わって、2年間かけたんでしたかな、5名で終わっております。当初この計画が導入なったときは順次続くのかなというふうにも思いましたが、5名でとまってるという経緯がある。この間一番直近の人事担当の主管課長会議等でも既に議題として提起されておりますが、今後については順次一定数をプロパー採用をしていくという方針が確認されております。この関係で派遣の方については人数に変動が出てくるということが一つございます。

それから同じ派遣職員の部分で調理師さんの派遣、こちらの方については病院組合の特に基幹病院の栄養科の運営、療食事業の部分でございますが、こちらのいわゆる経営のやり方がどうなるかという部分が大きく絡んでくるのではないかなと。具体的に申し上げますと委託あるいは指定管理まで踏み込むのかどうかですが、直接の直営部分ではない対応を現実に議題としていろいろ議論されてるというような状態がございまして。当然ながらいろいろ懸念される部分あるわけですけども、人数の関係で申し上げますとそれらが変動の部分かなというふうに思います。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 いずれこの病院組合のところがポイントになるんですけれども、一般職の話は少し具体的に済みそうですが、調理師のところというのは期限区切ってここまで検討して、ここからスタートしましょうとか、そういう期限的なものはあるんですか。

○渋谷佐輔委員長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 これまでの議論の中では、具体的な期限等については示されてはおりません。ただ、将来的な方向としてそのような方向を目指すということ、具体的なテーブルでタイムテーブルにのった形でもう既に期限が決まっているということではございません。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そこまでわかりました。

それでだから病院組合がとろうとしているいわゆる事務職員のところ、それから調理部門については委託とか指定管理とかとあるわけですが、それに対する長井市の考え方というのはどういうふうにまとめているんですか。

○渋谷佐輔委員長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 当然に職員の雇用、この部分については確保していかなければならないというふうに考えております。調理師さんの場合は、長井市の場合がかつて学校給食共同調理場、直営であったわけでございますが、これらの委託に際しましていろいろ職種転換も含めて対応してまいりました。職員が仕事がないと、職がないということのないように、例えば本人のご希望による実質的な職種の転換というようなことで対応した部分ございますし、それから多くの調理師さんの方は、病院事業ですね、基幹病院、それから長井市立総合病院あるいは現在の公立長井病院というような形でそこに勤務なされておるということであります。当然ながら現在の職についている方の年齢構成、それから先ほど来申し上げております議論ですね、こちらの方の進捗の状況、これらを総合的にも判断

をしながら議論を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

長井市としては、当然ながら調理師さんの病院事業での職、これだけに限定されることなく、長井市本体において受け入れられる部分があるかどうかといった部分も検討もしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 とっても微妙な問題で、難しい問題だと思うんです。

私お願いしておきたいのは、採用された、今日まで職についてるわけですが、そういう人の思いというものをまず第一にして対応いただきたいというふうに考えます。

病院組合が例えば調理部門を委託をする、あるいは指定管理者にするということを急ぐ余地から外れる人が出てくるわけで、そのところはやっぱり長井市としてはほかの自治体とは違うわけで、構成自治体とは違う事情があるわけで、そこはぜひ十分に配慮をして対応いただきたいなというふうに思いますが、ここは市長、いかがでしょうか。

○渋谷佐輔委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫委員がおっしゃいますように、特に置賜公立病院組合については調理師が今直営と委託の部分と、それから定時補助職員でおられる方と非常に混合の現状でありますので、混乱してるというふうにはお伺いしますが、もし例えば指定管理者とかでする場合、これは慎重にしてもらわないと困ると。長井については調理師さんの職場がないので、これは事前にきちんと協議していただかないとだめだということは申し上げてるところでございます。何としても長井市の立場を理解していくように努力していきます。

○渋谷佐輔委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ぜひそのようお願い

をしたいと思います。

市長に伺いますが、この3つ目の退職者の不補充というふうなところでは保育士、技師の退職については当面不補充とするというふうにされてるわけです。私は、行政の職場、自治体の職場というのは住民サービスを展開をする上ではいろいろなさまざまな職種の職員が配置をされなければならない組織なのだというふうに感じているんです。だけど長井の場合は、このまま推移をしていくと一般職と保健師がいる行政体というふうになってしまうのではないかと感じられるんです。これだけではやっぱりまずいと私は思うんです。確かに保育計画を見ても、例えば保育所のところでいえば児童センターも指定管理者にするのだという計画でずっと進んでいますけれど、しかし子育て支援であるとか子育ての方向性であるとかというふうなこと、業務を見たら一般職で全部賄うということは無理だと思うんですね。そういうことを考えれば保育士の採用だってこれもう今の職員でこの人が最後でというところ必ず出てくるわけで、そこから先はいなくなるなんてことにはならないと思う。

あるいは学校の用務員などの技師についてもずっとじゃあ全部臨時とかそういうふうなことでもいいのかといたら、これはちょっと違うと思うんですね。よく話が出るんですが、例えば児童センターなどでも用度といいますか、周辺環境整備などをしてくれる用務員さんというのはまず1児童館に1人なんて言わないけれど、かけ持ちで今後配置してもらえないかなどという声だってあるわけです。要望だってあるわけです。そういうことを考えても保育士あるいは技士の存在というのは私はなくてはならないものだと、こう思うわけです。そういうことからいうとこの当面不補充というのはどういうことなのか、考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 当面不補充のこの当面は何かということですが、保育士さんにつきましては国の方が認定こども園とかそういったことで制度を大きく変えようとしています。ここの部分がまだ明らかにされておられませんので、今の児童センターについては西根児童センターを除いては指定管理者でいくということはもうご承認いただいているわけですので、そんなことで認定こども園の関係でここは少し含みが必要だろうというふうに思ったところが1点。

それから学校用務員さんについては、これは正職でやはり1名は各学校に配置しなきゃいけないというふうに思っております。定年退職された方のかわりの方については、例えば調理師さんでそちらの方に移りたいという方いらっしゃったらそういうふうにしていきたいと思っておりますし、ただそういう希望の方がいらっしゃらなかった場合、そういった場合の採用もあり得るということから今の段階ではちょっと不透明な部分があるんですけれども、当面という表現で含みを持たせていただいたところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 多分1つ目の派遣職員の関係も絡んでくるんだろうというふうに思いますけれど、しかし私は認識として自治体というのは一般職だけあればいいなどというところではないわけで、そこはぜひ住民サービス上欠いてはならないところですから、そういう意味で配慮をこれからもしていただきたいというふうに思うんです。だからこう書いたからずっと不補充などという対応だけはしていただきたいということだけ申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**渋谷佐輔委員長** 以上で、通告による総括質疑は終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時